

## 議案第122号

さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例の  
制定について

さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例  
(さいたま市立学校設置条例の一部改正)

第1条 さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）の一部  
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 小学校		別表（第2条関係） 小学校	
名 称	位 置	名 称	位 置
[略]		[略]	
さいたま市立美園小 学校	さいたま市緑区美園 5丁目33番地	さいたま市立美園小 学校	さいたま市緑区大字 大門4359番地
[略]		[略]	

(さいたま市図書館条例の一部改正)

第2条 さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の一部を次  
のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="167 544 764 696"><thead><tr><th data-bbox="167 544 456 584">名 称</th><th data-bbox="456 544 764 584">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="167 584 456 624">[略]</td><td data-bbox="456 584 764 624"></td></tr><tr><td data-bbox="167 624 456 696">さいたま市立美園図書館</td><td data-bbox="456 624 764 696">さいたま市緑区美園4丁目19番地1</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	名 称	位 置	[略]		さいたま市立美園図書館	さいたま市緑区美園4丁目19番地1	<p>(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="829 544 1426 696"><thead><tr><th data-bbox="829 544 1118 584">名 称</th><th data-bbox="1118 544 1426 584">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="829 584 1118 624">[略]</td><td data-bbox="1118 584 1426 624"></td></tr><tr><td data-bbox="829 624 1118 696">さいたま市立美園図書館</td><td data-bbox="1118 624 1426 696">さいたま市緑区大字下野田655番地</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	名 称	位 置	[略]		さいたま市立美園図書館	さいたま市緑区大字下野田655番地
名 称	位 置												
[略]													
さいたま市立美園図書館	さいたま市緑区美園4丁目19番地1												
名 称	位 置												
[略]													
さいたま市立美園図書館	さいたま市緑区大字下野田655番地												

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。